

## 法学研究科・法学部が札幌司法書士会と連携協定を締結

～地域社会の法的な課題解決への貢献に期待～

### 【概要】

国立大学法人北海道大学大学院法学研究科・法学部（以下、法学研究科・法学部）と札幌司法書士会は、双方の活動の充実・発展に資することを目的とした連携協定を締結します。

法学研究科・法学部、札幌司法書士会ともに、外部団体と連携協定を締結することは初の試みとなります。

この協定のもと、双方の協力により、地域社会の法的な課題解決により多くの貢献が期待されます。

### 【協定締結に至った経緯】

従来から、法学研究科・法学部の教員は、札幌司法書士会の研修で講師を務めたり、研究会で様々な法的問題について議論したりしてきました。これらの活動は、社会の中で実際に発生している課題に関する法の理論と実務を架橋するための貴重な機会でした。しかしこのような活動はあくまでも個人ベースのものでした。そこで、2024年度、法学研究科・法学部は、個人としてではなく、組織として、札幌司法書士会の研修等に協力することを考え、2025年に開催された札幌司法書士会の研修に教員1名を派遣しました。そして、2025年度、双方が有する人的、知的資源の交流、活用を図ることで、双方の活動の充実・発展に資することを目的とする連携協定を締結する運びとなりました。

### 【連携の内容】

この協定のもと、双方は、主に、以下の四つの事項について協力を深めます。

第1は、法学研究科・法学部における研究に関する事項です。これにより双方が参加する研究会の開催や共同研究の実施が期待されます。

第2は、法学研究科・法学部における教育に関する事項です。これにより、司法書士が講師を務める司法書士の専門分野に関する授業科目の開設も将来的に可能となると考えています。また、司法書士のリカレント教育の場として大学院が活用される可能性を高めます。

第3は、札幌司法書士会の研修に関する事項です。これにより、法学研究科・法学部から講師を派遣したり、研修のために大学の施設を利用したりすることが、これまで以上に行いやすくなります。

第4は、札幌司法書士会の活動等に関する広報についての事項です。札幌司法書士会では、法学研究科・法学部の卒業生も多く活躍されています。このように司法書士という職業は、法学研究科・法学部の学生にとって、魅力のある職業の一つです。そこで、法学研究科・法学部の学生に、学生のキャリア教育の一環として、司法書士の業務内容や仕事の魅力などを説明する機会を設け、次世代の法律実務家としての司法書士を育成することに寄与することも可能となります。

この協定に基づいて、相互協力をより深めることにより、法の研究と実務の両面から、地域社会の法的な課題解決により多く貢献し、その結果、多様性を尊重する地域社会の形成への貢献をさらに進めることが可能となると考えられます。

**【協定の有効期限】**

この協定の有効期間は、締結の日から1年間ですが、両当事者から申し出がない場合は、1年間更新され、その後も更新が可能となっています。

**お問い合わせ先**

北海道大学大学院法学研究科・法学部事務部庶務担当

T E L 011-706-3119 F A X 011-706-4948 メール shomu@juris.hokudai.ac.jp

**配信元**

北海道大学社会共創部広報課（〒060-0808 札幌市北区北8条西5丁目）

T E L 011-706-2610 F A X 011-706-2092 メール jp-press@general.hokudai.ac.jp